

定 款

特定非営利活動法人 福寿草の郷

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人福寿草の郷という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県加賀市別所町3丁目80番地2に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主に加賀市の人々に対し、青少年の健全育成事業及び障害者の自立

支援事業を行うとともに、私生活に不自由をきたしている人々への生活支援事業や高齢者の介護事業をもって、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 生活・自立の支援及び相談
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (3) 自然体験並びに生涯学習事業
- (4) 介護保険法に規定する訪問介護事業及びグループホーム事業
- (5) その他の設立趣意に即した事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この目的に賛同し、入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して、賛助後援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理

理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2、理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人の死亡、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費を続けて2年滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議によりこれを除名することが出来る。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員及び事務局

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7人から15人
- (2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 この法人の理事及び監事は総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちにはそれぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれまたは当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故が生じたとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
 - 3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 4 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
 - 5 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

(任期等)

- 第16条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期はそれぞれの前任者、又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は辞任または任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事または監事のうち、その定数が3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 この法人の役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することが出来る。この場合、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることが出来る。
- 2 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することが出来る。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

- 第20条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 この法人の事務局長、その他の職員は理事長が任免する。

(備付け帳簿及び書類)

- 第21条 事務局には次の各号に掲げる書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿、会員の異動に関する書類
- (3) 役員、事務局、職員に関する名簿、履歴書
- (4) 認証書及び登記に関する書類
- (5) 総会及び理事会の議事に関する書類
- (6) 会計、帳簿、証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産に関する書類

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 この法人の総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 この法人の総会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任または解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は毎会計年度終了後2カ月以内に開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、召集の請求があった時。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 この法人の総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することが出来ない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 理事または社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意志表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又はほかの正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(議事録)

第31条 この総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面評決者または表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意志表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会があったとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人の理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 この法人の理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、最低7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、前もって通知された事項について、書面をもって表決することが出来る。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については理事会に出席したものと見なす。
- 4 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる事ができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数、出席者氏名（書面評決者にあつてはその旨を付記する

- こと)
- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の専任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び会議で選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は理事長が管理する。その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会において3分の2以上の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定および使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を得なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録などの決算

に

関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経て所轄庁に報告しなければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更・解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変

更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動にかかる事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由により、この法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人の解散（合併または破産による解散を除く。）時の残余財産は、目的がこの法人と類似する特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次の掲げる者とする。

理 事 長	高橋 竹夫
副理事長	高橋 美子
理 事	矢田郷 昭三
理 事	石川 章
〃	山岸 秀雄
〃	小野 俊光
〃	渋谷 浩美
〃	宮本 峰幸
〃	田端 孝三郎
〃	北出 藤雄
〃	石川 雅美
監 事	南出 栄作
〃	田中 孝夫

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は第43条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成12年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

① 入会金 3,000円

② 会費 1,000円/月